



別添 1

障企自発 1121 第 1 号  
平成 30 年 11 月 21 日

身体障害者補助犬法第15条に基づき

厚生労働大臣が指定した法人  
道路交通法施行令第 8 条第 2 項に規定する  
国家公安委員会が指定した法人 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室長



「海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドライン」の制定について

身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）は、訓練事業者が良質な身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）の育成を行うための訓練基準、認定を行う法人が適切に認定を行うための認定基準等を定め、適切に訓練・認定が行われた補助犬の使用者に対して、基準を満たす補助犬である旨の表示等を義務づけるとともに、不特定多数の者が利用する施設等において補助犬の同伴を拒んではならない旨、規定されている。

一方、海外から短期間渡航する補助犬使用者及び補助犬は、同法の規定による認定が行われておらず、適切な表示がされていないため、補助犬を伴って施設等を円滑に利用できない恐れがある。また、補助犬の認定を行う法人が期間限定で認定する独自の取組みが行われているが、統一的な指針がない。

今般、日本における身体障害者補助犬法による信用を確保しつつ、海外から渡航してくる補助犬使用者が日本国内の施設等を円滑に利用できるよう、「海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドライン」を別添のとおり制定したので、通知する。

なお、本件は、警察庁交通局交通企画課、農林水産省動物検疫所と協議済みであることを申し添える。